

# 市町村における津波避難計画の策定状況の調査結果について

## 防災課

平成23年3月に発生した東日本大震災をはじめ、我が国はこれまで幾多の大地震とそれに伴う巨大な津波による被害を受けてきました。今後も、南海トラフ巨大地震等による津波被害の発生が懸念されています。

津波による被害を防ぐため、強い揺れや、弱くても長い揺れがあった場合には、直ちに、津波災害に対応した指定緊急避難場所や高台などの安全な場所へ避難することが重要です。

津波による人的被害を軽減するためには、住民等一人ひとりの避難行動が基本になることから、消防庁においては、平成25年3月に「津波避難対策推進マニュアル検討会報告書」を取りまとめ、都道府県による津波浸水想定の設定や、これを踏まえた市町村による指定緊急避難場所、避難経路の指定などを含む津波避難計画策定の取組を推進しているところです。

今回の調査結果によれば、調査対象となる39都道府県のうち、平成30年度末までに32団体において管内市町村の津波避難計画策定率が100パーセントに達する見込みですが、なお未策定の市町村も残されています。

また、市町村における津波避難計画の策定率は着実に向上していますが、津波による被害を防止するためには、

いざというとき津波から円滑に避難することができるよう、住民等が直接参画し、それぞれの津波避難の方法等を検討しておくことが重要です。

このため、消防庁ではさらなる取組の充実を図るべく、地域ごとの津波避難計画及び避難困難地域について調査を実施しました。

これらの調査結果を踏まえて、

- 1 津波避難計画を策定していない市町村においては、早急に津波避難計画を策定すること。
- 2 既に津波避難計画を策定している団体においても、避難誘導等に従事する者の安全確保など、計画に定められていない項目がある場合は、内容の充実を図ること。なお、平成30年6月に発生した大阪府北部を震源とする地震及び平成30年北海道胆振東部地震において発生した踏切の遮断を踏まえ、避難経路の指定・設定にあたっては複数の迂回路の確保に努めること。
- 3 消防庁において平成25年3月に取りまとめた「津波避難対策推進マニュアル検討会報告書」を参考に、住民参加による地域ごとの津波避難計画の作成や、避難困難地域の確認と必要な対策を推進すること。を要請し、市町村の津波対策を促しています。



### 地域ごとの津波避難計画\*の作成状況

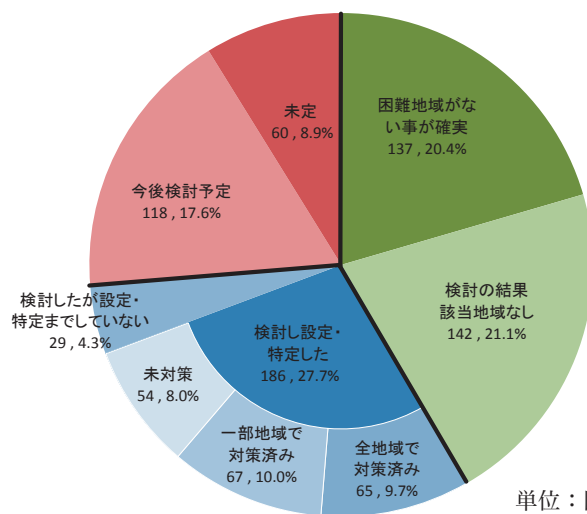
※自主防災組織や自治会等、住民参加により地域の実情を踏まえて作成する、市町村内の地域ごとの避難行動を定めた計画、避難マップ（津波避難計画地図）等



単位:団体 n=672(津波による被害が想定される市町村)

### 避難困難地域\*の有無と対策の実施状況

※予想される津波の到達時間までに避難対象地域の外（避難の必要がない安全な地域）へ避難することが困難な地域（次頁参照）



#### 【集計項目】

- ①避難困難地域の有無を確認するための検討状況について
- ②検討の結果について（避難困難地域の設定・特定に至っているか）
- ③避難困難地域における津波避難タワーの整備等の対策の実施状況について

単位:団体 n=672 (津波による被害が想定される市町村)

#### 問い合わせ先

消防庁国民保護・防災部防災課 震災対策係  
TEL: 03-5253-7525